

令和 2 年第 5 回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 3）

堺 市

(会博宝) 会鑑市回己 業平 & 研合  
選採資則新同心及縣并案鑑計

(205)

市 報

# 目 次

	頁
議案第 172 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	3

第一章 緒論 ..... 1

令和2年第5回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和2年11月26日

堺市長 永藤英機

議案第 172 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例



## 堺市職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例

(堺市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 堺市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第6条 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「1

00分の105」を「100分の107.5」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（平成二十九年四月二十一日公布の政令第二〇七号）

十五歳以上の児童及び若年労働者に対する労働時間の制限に関する法律（昭和二十九年四月二十一日公布の法律第五号）

第四十条（第四号）（労働時間の制限）（第四号）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）

（労働時間の制限）（労働時間の制限）



## 堺市職員の給与に関する条例等の一部 改正について

### 1 改正の趣旨

令和2年4月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の期末手当について、次のとおり改定するものであること。

- (1) 堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）又は堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の適用を受ける職員（以下「給与条例等適用職員」という。）について、令和2年12月に支給するものの支給割合を100分の130から100分の125（管理職員にあつては、100分の110から100分の105）に引き下げるもの
- (2) 給与条例等適用職員について、令和3年6月以降に支給するものの支給割合を100分の125から100分の127.5（管理職員にあつては、100分の105から100分の107.5）とするもの
- (3) 特定任期付職員について、令和2年12月に支給するものの支給割合を100分の170から100分の165に引き下げるもの
- (4) 特定任期付職員について、令和3年6月以降に支給するものの支給割合を100分の165から100分の167.5とするもの

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。ただし、1(2)及び(4)に係る改正規定は、令和3年4月1日から施行するものであること。



**令和2年第5回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その3）**

---

令和2年11月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号

1-B2-20-0107

【金曜日】金曜日同士の羊手時代  
(その子) 藤澤真由子 河野清太郎 著

1971年10月1日発行  
1971年10月1日発行  
1971年10月1日発行  
1971年10月1日発行

1971年10月1日  
1971年10月1日